E-BIKEを活用したモニターツアー事業委託業務仕様書

1 事業目的

年齢・性別に関係なくサイクリングを楽しめるE-BIKE利用者の裾野が広がる中、欧米では日常では味わえない体験を求め、人工物が少なく、自然豊かな山間部の登山道や丘陵部の未舗装区間を走るE-マウンテンバイクの人気が急上昇している。

今後、本県におけるE-BIKEの更なる普及を図っていく上で、E-マウンテンバイク等を実際に体験し、魅力を知ってもらうきっかけをつくるため、県内の魅力あふれるコースでE-マウンテンバイク等を活用したモニターツアーを実施する。

2 事業期間

契約の日から令和7年3月末まで

3 委託業務

(1)業務詳細

下記の業務について取り組むこと。

なお、下記の取組みを効果的に組み合わせて実施し、最大限の事業効果となる運営体制を構築すること。

E一BIKEを活用した「モニターツアー」の実施

初心者層の獲得による裾野拡大のため、E-BIKEを通じた自然に親しむサイクリング体験に興味がある初心者層をターゲットに、モニターツアーとして愛媛県内のサイクリングコースでE-マウンテンバイク等の魅力を最大限発揮できる旅行商品を造成・販売し、参加者にその魅力を訴求することでSNS等のメディアを通じた情報発信や拡散を図る。

また、同ツアーの催行に際しては、実際にE-BIKEの魅力を体験する参加者に対してアンケートを実施し、E-マウンテンバイク等に対するイメージや希求事項等を聴取・集約・分析する。

なお、販売に当たっては、更なる実効性確保と参加促進を図るため、県内の事業 者等が連携した仕組み(販売体制)を構成するなど、民間主導での取組みの礎となる ような事業展開を目指す。

【実施概要】

○催行時期:

令和6年7月以降(夏休みや行楽シーズン等を想定)

- ○実施回数:2回を想定
- ○参加者:

E-マウンテンバイク等を通じた自然に親しむサイクリング体験に興味がある初心者層(可能な限りSNS等を活用した情報発信にご協力いただくこと)

○想定プラン:

愛媛県内のサイクリングコースで、E-BIKEの強みや魅力を十分に発揮でき、かつ、地元のグルメや様々な体験などを組み合わせたプランとすること。(プラン数は制限なし)

なお、プランはE-マウンテンバイク等の強みを活かした自然に親しむサイクリング体験を切り口としたコンセプト(坂道走行等)であることが必要不可欠であるほか、その他コンテンツについては、どのような観点で選択しているかなど、ストーリー性を持たせた内容とすること。

○経費負担:

モニターツアーの趣旨を踏まえて、一定の経費負担を想定してツアーを造成するとともに、生じた収入も考慮した事業内容とすること。

○参加人数:

10名程度(参加者が安全にサイクリングを楽しめるよう、サイクリングガイド等が走行管理の可能な人数にすること)

○集 客:

受託者の自社ウェブサイトや、その他独自のノウハウを活用し、効果的な手段で募集を行うこと。

なお、集客による効果なども分析をして報告すること。

○モニターツアーの検証の実施:

モニターツアー内容を集客面や、催行面など様々な視点から検証し、今後の 展開案を委託者へ提案すること。

- ○ツアー参加者の安全確保:
 - ・訪問先との事前打合せや、現地確認を行いコンテンツやルート等に関する 安全対策を行い、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
 - ・受託者は、参加者を旅行保険に加入させること。
 - ・飲食物等の衛生管理を徹底するほか、参加者自身のアレルギーに関しても 事前確認を行い、適切に対応すること。

(2) 経費の内訳

運営業務に係る一切の収支を計上すること。

(3) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、Eーマウンテンバイクを活用したモニターツアー事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- ○作成部数 1部
- ○提 出 先 愛媛県自転車新文化推進協会(事務局:愛媛県自転車新文化推進課)

4 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、委託者に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、委託者が行うものとする。

(3)権利関係の処理

- ①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は 受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担 で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協 議のうえ処理することとする。

5 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) ホームページ及びSNS等の画面は、アクセシビリティ及びユーザビリティに配慮すること。
- (3) ホームページ及びSNS等の作成にあたっては、委託者と十分協議のうえ、作業を 進めることとする。
- (4) 受託者は、作成したホームページ及びSNS等により利用者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 旅行業法など業法に関する許認可が必要な事業領域については、許認可を有する事業者と事業を実施するなど業法違反を絶対に起こさないこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ委託者と協議のうえ処理するものとする。